

# 教育委員会定例会議事日程

平成18年11月21日

## 日程第1 報告第5号

事務の臨時代理の報告について（条例案）

- ・小田原市生涯学習センター条例の制定（生涯学習政策課）
- ・小田原市公民館条例の廃止（生涯学習政策課）
- ・小田原市体育施設条例の一部を改正する条例（スポーツ課）
- ・小田原市総合文化体育館条例の一部を改正する条例（スポーツ課）

## 日程第2 報告第6号

事務の臨時代理の報告について（12月補正予算案）

（教育政策課、学校教育課、学校保健課、生涯学習政策課、青少年課）

報告第 5 号

事務の臨時代理の報告について（条例案）

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 10 年 3 月教育委員会規則第 4 号）第 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

平成 18 年 11 月 21 日提出

小田原市教育委員会  
教育長 青木 秀夫

## 小田原市生涯学習センター条例（案）

（設置）

**第1条** 市民の学習活動、文化活動その他の生涯学習に資する活動を総合的に支援し、もって生涯学習の振興を図るため、小田原市生涯学習センター（以下「センター」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
小田原市生涯学習センター本館	小田原市荻窪300番地

（学習館及び分館）

**第2条** センターに学習館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
小田原市生涯学習センター国府津学習館	小田原市国府津2, 485番地の1

2 センターに分館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
小田原市生涯学習センター豊川分館	小田原市成田477番地の1
小田原市生涯学習センター下曾我分館	小田原市曾我原147番地
小田原市生涯学習センター上府中分館	小田原市千代813番地
小田原市生涯学習センター曾我分館	小田原市下大井75番地の1
小田原市生涯学習センター片浦分館	小田原市根府川77番地の1
小田原市生涯学習センター大窪分館	小田原市板橋179番地の5
小田原市生涯学習センター橋分館	小田原市前川655番地

（事業）

**第3条** センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生涯学習に関する情報提供及び学習相談支援
- (2) 生涯学習に関する総合的な連絡調整
- (3) 生涯学習に関する調査及び研究
- (4) 講座、講習会、講演会等の開催
- (5) センターの施設等の利用の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習の推進に必要な事業

2 センターは、前項の事業を行うに当たっては、市民、関係機関等との連携に努めるものとする。

（開館時間）

**第4条** センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（休館日）

**第5条** センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月第4月曜日
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日までの日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日を開館することができる。

(使用の許可)

**第6条** 別表に掲げるセンターの施設を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可(以下「使用許可」という。)にセンターの管理上必要な条件を付することができる。

3 教育委員会は、使用許可の申請があった場合において、当該申請に係る使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 特定の政党又は宗教の利害に係る活動で、センターの設置の目的に反するおそれがあるとき。

(3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行なうおそれがある組織の利益となるとき。

(4) センターの施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当でないと認めるとき。

(使用料)

**第7条** 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、使用許可の際に徴収する。

(使用料の減免)

**第8条** 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

**第9条** 既納の使用料は、還付しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由により、センターの施設を使用することができないとき。

(2) 使用者が、使用の日の1か月前までに使用の変更を申請し、教育委員会の許可を受けたとき。

(3) 使用者が、使用の日の1か月前までに使用の取りやめを教育委員会に申し出たとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

**第10条** 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 使用者が、偽りその他不正な行為により、使用許可を受けたとき。
- (2) 使用者が、第6条第2項の条件に違反したとき。
- (3) 使用者が、第6条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 使用者が、この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

(目的外使用等の禁止)

**第11条** 使用者は、許可を受けた使用目的以外の目的でセンターの施設を使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備)

**第12条** 使用者は、使用するセンターの施設に特別の設備をしようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

(原状回復)

**第13条** 使用者は、センターの施設の使用を終わったときは、直ちに原状に復さなければならない。ただし、教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(入館の制限)

**第14条** 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者には、センターへの入館を拒み、又は退館を命じることができる。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗を乱し、又はそのおそれがあると認められる者
- (2) センターの施設等を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、管理上支障があると認められる者

(委任)

**第15条** この条例に定めるもののほか、センターの管理等に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(小田原市公民館条例の廃止)

2 小田原市公民館条例(昭和39年小田原市条例第15号)は、廃止する。

(小田原市公民館条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日前に前項の規定による廃止前の小田原市公民館条例の規定によりされた公民館の使用の許可又は納付された使用料で、同日以後の使用に係るものは、この条例の相当規定によるセンターの施設の使用の許可又は使用料とみなす。

別表 第7条関係

1 センター本館使用料

区分		午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5 時	午後6時 ～午後9 時30分	午前9時 ～午後5 時	午後1時 ～午後9 時30分	午前9時 ～午後9 時30分
ホール	入場料 会費 を徴収する場合	円 8,000	円 1,000	円 1,000	円 9,000	円 2,000	円 30,000
	入場料 会費 を徴収しない場 合	4,000	5,500	5,500	9,500	11,000	15,000
舞台	入場料 会費 を徴収する場合	5,000	6,000	6,000	11,000	12,000	17,000
	入場料 会費 を徴収しない場 合	2,500	3,000	3,000	5,500	6,000	8,500
大会議室		1,200	1,500	1,500	2,700	3,000	4,200
第1会議室		400	500	500	900	1,000	1,400
第2会議室		800	1,000	1,000	1,800	2,000	2,800
第3会議室		400	500	500	900	1,000	1,400
第4会議室		400	500	500	900	1,000	1,000
視聴覚室		900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300
和室		900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300
茶室		300	400	400	700	800	1,100
美術工芸室		900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300
調理実習室		800	1,000	1,000	1,800	2,000	2,800
楽屋		200	300	300	500	600	800
暗室		100	100	100	200	200	300
炉室		100	100	100	200	200	300

備考 器具使用料については、教育委員会規則で定める。

2 センター国府津学習館使用料

区分	午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5 時	午後6時 ～午後9 時30分	午前9時 ～午後5 時	午後1時 ～午後9 時30分	午前9時 ～午後9 時30分
第1会議室	円 400	円 500	円 500	円 900	円 1,000	円 1,400
第2会議室	100	200	200	300	400	500
大会議室	700	900	900	1,600	1,800	2,500

実習室	100	200	200	300	400	500
和室	200	300	300	500	600	800

備考 器具使用料については、教育委員会規則で定める。

### 3 センター分館使用料

区分		午前 9 時 ～ 正午	午後 1 時 ～ 午後 5 時	午後 6 時 ～ 午後 9 時 30 分	午前 9 時 ～ 午後 5 時	午後 1 時 ～ 午後 9 時 30 分	午前 9 時 ～ 午後 9 時 30 分
豊川分館	講堂	円 300	円 300	円 500	円 600	円 800	円 1,100
	小会議室	100	100	150	200	250	350
	和室	100	100	150	200	250	350
下曽我分館	講堂	300	300	500	600	800	1,100
上府中分館	講堂	300	300	500	600	800	1,100
曾我分館	講堂	300	300	500	600	800	1,100
	和室	100	100	150	200	250	350
片浦分館	講堂	200	200	300	400	500	700
	和室	100	100	150	200	250	350
大窪分館	講堂	200	200	300	400	500	700
橋分館	講堂	200	200	300	400	500	700

小田原市体育施設条例の一部を改正する条例

小田原市体育施設条例（昭和39年小田原市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改 正 後

（使用料）

第8条（略）

2（略）

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、15歳以上の者（中学生を除く。）が、城山陸上競技場又は城内弓道場を共用により使用しようとする場合において、使用料の前納の申出をしたときは、当該申出の日からその日の属する年度の末日までの間の城山陸上競技場又は城内弓道場の共用による使用に係る使用料として、それぞれ次の表に定める使用料を徴収することができる。

区分		額
城山陸上競技場	高校生以外の者	1人につき 1,800円
	高校生	1人につき 850円
城内弓道場	高校生以外の者	1人につき 2,100円
	高校生	1人につき 1,000円

別表（第8条関係）

体育施設使用料

1 入場料（その他これに類する料金を含む。以下同じ。）を徴収しない場合

(1)～(3)（略）

(4) 城内弓道場

使用 方法	区分	午前9時～正午	正午～午後5時	午後5時～午後9時	午前9時～午後5時	正午～午後9時	午前9時～午後9時	
		専用	市民	1,100円	1,700円	2,500円	2,800円	4,300円
市民以外の者	3,300円		5,100円	7,800円	8,500円	12,900円	16,200円	
共用	市民	1人1回につき					120円	
	市民以外の者	1人1回につき					360円	

(5)・(6)（略）

備考（略）

2（略）

改 正 前

(使用料)

**第 8 条** (略)

2 (略)

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長は、高校生以上の者が、城山陸上競技場又は城内弓道場を共用により使用しようとする場合において、使用料の前納の申出をしたときは、当該申出の日からその日の属する年度の末日までの間の城山陸上競技場又は城内弓道場の共用による使用に係る使用料として、それぞれ次の表に定める使用料を徴収することができる。

区分	額
高校生以外の者	1人につき 1,800円
高校生	1人につき 850円

**別表** (第 8 条関係)

体育施設使用料

1 入場料(その他これに類する料金を含む。以下同じ。)を徴収しない場合

(1)~(3) (略)

(4) 城内弓道場

使用 方法	区 分	午 前 9	正 午 ~	午 後 5	午 前 9	正 午 ~	午 前 9	
		時 ~ 正	午 後 5	時 ~ 午	時 ~ 午	午後 9	時 ~ 午	
		午	時	後 9 時	後 5 時	時	後 9 時	
専 用	市 民	950 円	1,450 円	2,150 円	2,400 円	3,600 円	4,300 円	
	市 民 以 外 の 者	2,750 円	4,300 円	6,500 円	7,100 円	10,800 円	13,550 円	
共 用	市 民	1 人 1 回 に つ き					1 0 0 円	
	市 民 以 外 の 者	1 人 1 回 に つ き					3 0 0 円	

(5)・(6) (略)

備考 (略)

2 (略)

**附 則**

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、改正後の別表の規定は、同日以後の使用に係る使用料について適用する。

小田原市総合文化体育館条例の一部を改正する条例

小田原市総合文化体育館条例（平成8年小田原市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表第1（第5条関係）

1 平日

区分		午前9時～午後8時（1時間につき）	午後8時～午後9時30分
メインアリーナ	4分の1面	円 700	円 1,050
	2分の1面	1,400	2,100
	4分の3面	2,100	3,150
	全面	2,800	4,200
サブアリーナ		700	1,050
フィットネススタジオ		700	1,050
研修室		700	1,050
大会議室		500	750
小会議室		300	450
応接室		1,000	1,500
選手控室		200	300

2 土曜日、日曜日及び休日

区分		午前9時～午後8時（1時間につき）	午後8時～午後9時30分
メインアリーナ	4分の1面	円 800	円 1,200
	2分の1面	1,600	2,400
	4分の3面	2,400	3,600
	全面	3,200	4,800
サブアリーナ		800	1,200
フィットネススタジオ		700	1,050
研修室		700	1,050

大会議室	5 0 0	7 5 0
小会議室	3 0 0	4 5 0
応接室	1 , 0 0 0	1 , 5 0 0
選手控室	2 0 0	3 0 0

備考

1 (略)

2 営利を目的として使用し、かつ、入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合における使用料は、メインアリーナ、サブアリーナ、研修室、大会議室及び小会議室にあっては規定料金(第5項に規定する超過使用をする場合は、当該使用に係る使用料を規定料金に加えた料金。以下この項、次項及び第4項において同じ。)に2.5を乗じて得た額とし、フィットネススタジオにあっては規定料金に3を乗じて得た額とする。

3 営利を目的として使用し、かつ、入場料等を徴収しない場合における使用料は、メインアリーナ、サブアリーナ、研修室、大会議室及び小会議室にあっては規定料金に6を乗じて得た額とし、フィットネススタジオにあっては規定料金に3を乗じて得た額とする。

4 入場料等を徴収する場合(第2項の場合を除く。)におけるメインアリーナ、サブアリーナ、研修室、大会議室及び小会議室の使用料は、規定料金に3を乗じて得た額とする。

5 教育委員会がやむを得ないと認める理由により、規定の使用時間を超えて使用を許可した場合における超過時間に係る使用料は、超過時間1時間につき、使用日の午前9時から午後8時までの1時間当たりの規定料金に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、超過時間に1時間に満たない端数の時間があるときは、これを1時間とする。

6 (略)

改 正 前

別表第1(第5条関係)

1 平日

区分	<u>午前9時 ~正午</u>	<u>午後1時 ~午後 5時</u>	<u>午後6時 ~午後9 時30分</u>	<u>午前9時 ~午後5 時</u>	<u>午後1時 ~午後9 時30分</u>	<u>午前9時 ~午後9 時30分</u>
----	---------------------	----------------------------	-------------------------------	----------------------------	-------------------------------	-------------------------------

メインアリーナ	4分の1面	円 2,100	円 2,800	円 2,450	円 5,600	円 5,950	円 8,750
	2分の1面	4,200	5,600	4,900	11,200	11,900	17,500
	4分の3面	6,300	8,400	7,350	16,800	17,850	26,250
	全面	8,400	11,200	9,800	22,400	23,800	35,000
サブアリーナ		2,100	2,800	2,450	5,600	5,950	8,750
フィットネススタジオ		2,100	2,800	2,450	5,600	5,950	8,750
研修室		2,100	2,800	2,450	5,600	5,950	8,750
大会議室		1,500	2,000	1,750	4,000	4,250	6,250
小会議室		900	1,200	1,050	2,400	2,550	3,750
応接室		3,000	4,000	3,500	8,000	8,500	12,500
選手控室		600	800	700	1,600	1,700	2,500

## 2 土曜日、日曜日及び休日

区分		午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5時	午後6時 ～午後9時30分	午前9時 ～午後5時	午後1時 ～午後9時30分	午前9時 ～午後9時30分
メインアリーナ	4分の1面	円 2,400	円 3,200	円 2,800	円 6,400	円 6,800	円 10,000
	2分の1面	4,800	6,400	5,600	12,800	13,600	20,000
	4分の3面	7,200	9,600	8,400	19,200	20,400	30,000
	全面	9,600	12,800	11,200	25,600	27,200	40,000
サブアリーナ		2,400	3,200	2,800	6,400	6,800	10,000
フィットネススタジオ		2,100	2,800	2,450	5,600	5,950	8,750
研修室		2,100	2,800	2,450	5,600	5,950	8,750
大会議室		1,500	2,000	1,750	4,000	4,250	6,250
小会議室		900	1,200	1,050	2,400	2,550	3,750
応接室		3,000	4,000	3,500	8,000	8,500	12,500
選手控室		600	800	700	1,600	1,700	2,500

### 備考

1 (略)

2 営利を目的として使用し、かつ、入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合におけるメインアリーナ及びサブアリーナの使用料は、規定料金(第5項に規定する超過使用をする場合は、当該使用に係る使用料を規定料金に加え

た料金。以下この項、次項及び第4項において同じ。)に25を乗じて得た額とし、フィットネススタジオの使用料は、規定料金に3を乗じて得た額とする。

3 営利を目的として使用し、かつ、入場料等を徴収しない場合におけるメインアリーナ及びサブアリーナの使用料は、規定料金に6を乗じて得た額とし、フィットネススタジオの使用料は、規定料金に3を乗じて得た額とする。

4 入場料等を徴収する場合(第2項の場合を除く。)におけるメインアリーナ及びサブアリーナの使用料は、規定料金に3を乗じて得た額とする。

5 教育委員会がやむを得ないと認める理由により、規定の使用時間を超えて使用を許可した場合における超過時間に係る使用料は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額とする。この場合において、超過時間に1時間に満たない端数の時間があるときは、これを1時間とする。

(1) 午前9時から午後9時30分まで 超過時間1時間につき、使用日の午前9時から午後9時30分までの規定料金の1割に相当する額

(2) 午後9時30分から翌日の午前9時まで 超過時間1時間につき、使用日の午前9時から午後9時30分までの規定料金の1割2分に相当する額

6 (略)

## 附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行し、改正後の別表第1の規定は、同日以後の使用に係る使用料について適用する。

報告第 6 号

事務の臨時代理の報告について（12月補正予算案）

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年3月教育委員会規則第4号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成18年11月21日提出

小田原市教育委員会  
教育長 青木 秀夫

平成18年12月補正予算要求概要

(歳入)

(単位：千円)

科目	要求額	主な内容
(項)国庫補助金 (目)教育費補助金	365	<u>小学校費補助金</u> 125 要保護児童援助費補助金(国1/2) 94 特殊教育就学奨励費補助金(国1/2) 31  <u>中学校費補助金</u> 240 特殊教育就学奨励費補助金(国1/2)
合計	365	

(歳出)

(単位：千円)

科目	要求額	主な内容	財源内訳			
			国庫支出金	地方債	その他	一般財源
(項)小学校費 (目)教育振興費	10,177	<u>一般経費</u> <u>扶助費</u> * 特殊教育就学奨励費 63 * 要保護及び準要保護児童援助費 10,114 内訳 学校教育課分 3,789 学校保健課分 6,325	125			10,052
(項)中学校費 (目)学校管理費	8,000	<u>学校管理経費</u> <u>工事請負費</u> * 城北中学校校舎外壁改修工事請負費				8,000
(項)中学校費 (目)教育振興費	3,676	<u>一般経費</u> <u>扶助費</u> * 特殊教育就学奨励 481 * 要保護及び準要保護生徒援助費 3,195 内訳 学校教育課分 386 学校保健課分 2,809	240			3,436
(項)社会教育費 (目)青少年対策費	500	<u>一般経費</u> <u>報償費</u> * 青少年の文化・スポーツ振興奨励金 500				500
(項)社会教育費 (目)公民館費	500	<u>生涯学習センター開設準備経費</u> <u>需用費</u> 42 <u>工事請負費</u> 158 <u>備品購入費</u> 300 * 相談窓口用パソコン購入費等				500
合計	22,853		365			22,488